

美浦村空家等対策の推進に関する協定書

美浦村（以下「甲」という。）と茨城司法書士会（以下「乙」という。）は、美浦村内の空家等対策の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携、協力し、美浦村内の空家等対策の推進を図ることにより、安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与するとともに、空家等の活用を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 村内に所在する建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの又は常態となるおそれがあるものをいう。
- (2) 空地 村内に所在する土地で、使用がなされていないことが常態であるもの又は常態となるおそれがあるものをいう。
- (3) 所有者不明土地 村内に所在する土地で、不動産登記記録等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、又は判明しても所有者に連絡がつかない土地をいう。
- (4) 空家等 空家、空地及び所有者不明土地をいう。
- (5) 所有者等 空家等の所有者又は管理者（相続人を含む。）をいう。

（協力内容）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる連携協力を行う。

- (1) 甲から所有者等の空家等に関する相談の要請があった場合、その要請に協力すること。
- (2) 甲が空家等の相続人を調査するために、乙に専門的協力を要請した場合、その要請に協力すること。
- (3) 甲が空家等対策のため、裁判所に提出する書類を作成する必要を生じ、乙に専門的協力を要請した場合、その要請に協力すること。
- (4) 甲が空家等対策のため、成年後見人制度（保佐、補助を含む）、不在者財産管理人制度、相続財産管理人制度等（以下「財産管理制度」という。）を利用する必要を生じ、乙に専門的協力を要請した場合、その要請に協力すること。
- (5) 空家等の問題を改善し、又は未然に防ぐための広報活動。
- (6) その他空家等の対策事業に関する業務。

（相談における連携協力）

第4条 甲は、所有者等から空家等の相続又は登記等に関する法的手続について相談があった場合は、その内容を調査し、必要に応じて乙に協力を要請することができる。

- 2 甲が前項の要請をする場合は、所有者等の同意を得た上で、当該空家等に関する調査結果等の情報を乙に提供するものとする。
- 3 乙は、第1項の要請があった場合は、乙の構成員の中から適切な事業者（以下「協力事業者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。
- 4 協力事業者は、空家等の状況や所有者等の意向等を踏まえた上で、所有者等に対して専門的知見からの適切な助言、提案等を行い、相談内容の解決に努めるものとする。
- 5 協力事業者の業務が完了したときは、協力事業者は速やかにその結果を甲に報告するものとする。

（相続人調査における連携協力）

第5条 甲は、空家等の相続人の調査に専門的協力が必要となる場合、乙に対し、協力を要請することができる。

- 2 甲が前項の要請をする場合は、当該空家等に関する調査結果等の情報を乙に提供するものとする。
- 3 前条第3項及び第5項の規定は、本条第1項の場合について準用する。

（協力事業者の事前選定）

第6条 乙は、第4条及び前条の要請に応じるため、必要に応じて、あらかじめ複数の協力事業者を選定し、甲に通知することができる。

- 2 甲は、前項の通知があった場合は、第4条第1項又は前条第1項の規定にかかわらず、当該通知に記載された協力事業者に対して、同項の要請を直接行うことができる。
- 3 第4条第2項及び前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、各項目中「乙」とあるのは「協力事業者」に読み替えるものとする。

（裁判所提出書類作成及び財産管理制度の利用における連携協力）

第7条 甲は、空家等対策のため、裁判所に提出する書類を作成する必要を生じた場合、又は、財産管理制度を利用する必要を生じた場合、乙に対し、専門的協力を要請することができる。

- 2 第5条第2項の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 第4条第3項及び第5項の規定は、本条第1項の場合について準用する。
- 4 協力事業者は、第1項の要請に応じ、適時その結果を甲に報告するものとする。

（経費）

第8条 甲が乙に対して支弁する第3条の要請にかかる業務に要する費用その他経費等は、その都度甲乙で協議し、決定するものとする。ただし、予め基準額を設けることを妨げない。

（情報の保護）

第9条 乙及び協力事業者は、甲から提供を受けた個人情報について、個人の権利利益を侵害することのないよう適切に取り扱うとともに、この協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該期間が満了する日の翌日から起算して1年間、この協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協議等）

第11条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成31年3月26日

甲 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515番地

美浦村長

中島 栄



乙 茨城県水戸市五軒町1丁目3番16号
茨城司法書士会

会長

藤井 里美

